

# 7・8月は農地パトロール月間です



魚沼市農業委員会

写真の撮影日は令和元年7月11日

- 3密(密閉・密集・密接)を避け、マスク着用を!
- パトロール後の手洗い等を入念に!
- マイクロバス乗車時は間隔をあけて着席!

7・8月は前期月間として現地調査(利用状況調査)を中心に、10・11月は後期月間として補完調査を実施し、利用意向調査・非農地通知発出前の再確認を行います。

## 重点推進事項は4点!!

- ① 遊休農地の実態把握と是正指導
- ② 農地の違反転用の早期発見と是正指導
- ③ 相続税・贈与税の特例適用農地の営農状況等の調査・確認
- ④ 農地への不法投棄の早期発見と是正指導

### …… パトロールにあたって再確認 (遊休農地関係) ……

#### ● 農地パトロール(利用状況調査)の対象

管内の農地 **全て** が対象です。ただし、災害その他の事由により進入路が荒廃しているため立ち入ることが困難な場合は調査対象外です。

#### ● 利用意向調査の対象農地は…

- ・ 過去1年以上農作物の作付がされず、草刈りや耕起などの維持管理行為もされていない農地(1号遊休農地)
- ・ 利用の程度が周辺農地より著しく劣っている農地(2号遊休農地)
- ・ 遊休化のおそれがある農地(耕作者が亡くなった、共有者の中に貸付に反対の人がいる等)

#### ● 非農地判断(非農地通知)とは…

人力・農業用機械では耕起・整地ができず、「すでに森林の様相を呈しているなど復元することが困難」、あるいは「周辺の状況から見て復元しても農地として継続利用できない」と農業委員会が判断した場合、所有者の他、都道府県、市町村、法務局へ通知(非農地通知)を行います。



胎内市農業委員会

写真の撮影日は令和元年8月2日

パトロールの実施を、市町村広報・農業委員会  
だより等で住民に周知。